

---

平成27年 第4回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

平成27年12月11日(金曜日)

---

議事日程(第3号)

平成27年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第54号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第55号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第56号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第57号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第58号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第59号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 7 議案第60号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第61号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第62号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第63号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 議員の派遣について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第54号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第55号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第56号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第57号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第58号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第59号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 7 議案第60号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 8 議案第61号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
 日程第 9 議案第62号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
 日程第10 議案第63号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)  
 日程第11 委員会の閉会中の継続調査について  
 日程第12 議員の派遣について

出席議員(14名)

1番	児玉求	2番	世利孝志
3番	白水勝元	5番	三角栄重
6番	田ノ上真	7番	松山力弥
8番	猪谷繁幸	9番	田原重美
10番	合屋伸好	11番	原野敏彦
12番	三上政義	13番	柴田真人
14番	今村桂子	15番	三角良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋裕史	副町長	平松秀一
教育長	安河内文彦	理事(事業統括)	安川敏幸
理事(会計管理者)	稲永修司	総務課長	今泉俊裕
まちづくり課長	櫻木幹夫	住民課長	満行誠
税務課長	梅野猛	健康福祉課長	小林はつみ
都市整備課長	安河内久人	地域振興課長	安河内隆
上下水道課長	石井浩二	子ども教育課長	御手洗文生
社会教育課長	川津政文	税務課参事	甲能裕和
総務課課長補佐	平山幸治	監査委員	百田清二

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

#### 日程第1. 議案第54号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。

それでは、審査の報告をいたします。

議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定に伴い、個人番号の独自利用及びその庁内連携並びに法定利用事務における庁内連携を可能とし、番号法の趣旨を踏まえ、適切な運用を今後図っていくため制定するものです。

2ページの第4条、個人番号の利用範囲では、第1項で独自利用事務の規定、第2項では庁内連携について規定しています。今回は、乳幼児・子供医療費、重度障害者医療費、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務、計3つの独自利用事務及びその庁内連携に利用する特定個人情報等を4ページの別表で定めています。

現在、各課で事務の精査が行われており、今後独自利用や連携等を行う場合は別表の追加を行う一部改正が必要となってまいります。

附則として、この条例の施行日は、番号法における個人番号の利用開始日とし、番号法附則第1条第4号に係る規定の施行日、平成28年1月1日から施行するものです。

質疑につきましては、個人番号カードをつくらなかった場合どうなるのか、またつくったほうがよいのかの質疑に、個人番号カードの作成は義務化でないため、つくらなかった場合は配布されている通知カードを持たれることになる。個人番号カードには、メリットが付加していくものとして国が施行している。現在のところでは、通知カードの場合、それとは別に免許証での本人確認が必要となるが、個人カードの場合は、1枚で本人の確認ができる。

また、印鑑証明はどうなるのかの質疑に、窓口においては今までどおり印鑑証明カードによる申請となるが、予定している自動交付機では個人番号カードより可能とのことです。

個人番号カードは更新が必要なのかの質疑に、20歳以上は10年で、19歳以下は5年の更新となっている。

個人番号カードの発行料金はの質疑に、国からは、初回は無料の説明があっているが、今後のカードの普及状況により変わる可能性がある。通知カードの交付については有料です。

来年度予定されているコンビニエンスストアでの住民票等の交付については間に合うのかの質疑に、現在、国への申請を行っており、来年3月には国の承認を経て4月1日から開始予定としている。

また、全国のコンビニエンスストアで対応できるのかの質疑に、全国の指定されたコンビニエンスストアでは可能。しかし、戸籍については、須恵町に住民登録があり、かつ本籍がある人となる。

以上の質疑があり、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 文教厚生委員会の審査報告をします。

質疑の内容で、総務建設産業委員会の報告になかった分を報告します。

漏えいを防ぐことができないのではとの質疑がありましたが、法に基づき厳重に取り扱うし、より厳しい罰則が定められていることで担保しているとの回答がありました。

討論を経た結果、文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） マイナンバー制度、これの反対討論に入ります。

マイナンバー個人番号制度は、赤ちゃんからお年寄りまで全ての人に12桁の番号をつけ、個人情報情報を国が（「議長、違うんじゃないですかね。25年に通った……」の声あり）

何が違うんですか。違いますよ。

○町長（中嶋 裕史） 今回の議案に対しての反対討論。

○議員（1番 児玉 求） そうです。

○町長（中嶋 裕史） 国の25年の4月1日に法案が通ったことの反対討論をしたって何も意味ない。それに基づくこの条例をつくって、この条例に反対をする。

○議員（1番 児玉 求） そうです。だから、その条例の反対をするための内容を今からお話しますから、聞いてください。制度の本質は、住民の監視、管理を強め、所得だけでなく資産、

消費までつかみ、税金や社会保障料を確実に徴収して、過剰不正な社会保障を受けていないか調査することです。

重大な問題は、このことが税務当局や公安機関、警察が一切の不正を削り、個人番号を利用できるようにしていると。条件なしと。警察や公安機関、そして2番目に、これは憲法13条の幸福追求権、この侵害である。プライバシー権の侵害であるということです。13条をちょっと説明しますから。「全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されております。このことはどういうことかと申しますと、当面は社会保障、税金、災害対策、児童手当の申請とか住民票ですが、これは今後、預金の口座にも適用され、個人資産は正確に把握、取得されます。とのこと。

そして、住民のメリットというのは、リスクのほうが大きいと。当面は児童手当の申請とか住民票の取得とかということですが、そのメリットよりもデメリットが多いと。それはどういうことかと申しますと、情報漏えいを防ぐ完全なシステムが構築されてないということがあります。そして（「議長、動議」の声あり）まだちょっと話しておりますが、順番で。国の費用対効果の初期費用は……。

○議長（三角 良人） 児玉議員、議案第54号についての討論だから、この条例をどうするかについての簡単な反対討論をお願いします。

○議員（1番 児玉 求） 了解いたしました。失礼しました。

住民に、メリットよりもデメリットを強いるこの条例は反対いたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論はありませんか。合屋議員。

○議員（10番 合屋 伸好） 議案に対し、賛成の討論でございます。

反対討論に対する反対討論になりそうなので、ちょっと用心をしたいと思いますけども。

これは、そもそも平成25年5月ですか、2年半ほど前にもう既に閣議決定され、公布がなされたのがいわゆるこの番号法であるわけで、これに伴って我が町の議会は、この54号の内容を審査しなきゃいけないということになっているのが現状です。

したがって、内容を見ますと、いたずらに長い文章ではない、的確な内容である。また、状況に応じて追加と申しますか、改正がなされることも想定にあるということでございますので、番号法を反対しても仕方がないわけでございまして……。

○議長（三角 良人） そこまでいい。そこで。

○議員（10番 合屋 伸好） したがって、私はこの議案第54号には賛成をいたしますとともに、議員各位にはこれに賛同いただきますよう要求を申し上げまして、討論とします。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 賛成討論をいたします。

今回の議案54号に関しましては、乳幼児、それから子ども医療費等3つの項目が連携に利用されるということでございます。

児玉議員が言いましたように、一切の番号を利用するという内容ではございません。今回は4項目だけ出されております。この3項目に関しましては、今までも連携がされているところでございまして、内容等に関しましては文書等で連携をし、事務を進めてきたところでございます。

今回、この部分に関しまして、54号につきましては連携が必要である。そして、今後もプラスされる場合はやはり審議をしていきますので、この議案に対しまして賛成をいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。（児玉議員より「はい」の声あり）この前も言ったでしょうが。

討論は1回しかできませんって。もう少し勉強してくださいよ。いいですか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 簡単に。私は、賛成でございます。

個人番号の利用により、国、都道府県、市町村が行政手続の簡素化により住民サービスの向上や行政運営の効率化が期待されるため、この条例に、私は54号に賛成いたします。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて討論を終結します。

よって、議案第54号について採決に入ります。

本案に対する各委員長報告は、可決です。よって、議案第54号は、各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については、各委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第2. 議案第55号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。議案書は5ページから14ページです。

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に一本化されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

改正内容は、附則第5条第1項、他の法令による給付との調整の傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金中、年金の名称及び掛け率、附則第5条2項の休業補償の年金の名称及び掛け率を改めるもので、上位法の改正に伴う年金名の改正と掛け率の調整です。

附則といたしまして、1、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。2、3、4につきましては、法の経過措置により共済年金が支給される場合があることから、本条例においても経過措置を設けるものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。

よって、議案第55号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第3. 議案第56号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第56号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第56号須恵町税条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告でございます。

議案書15ページでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令に基づくもので、今回も条例の一部改正を2条に分けて行う方式で行っております。

この改正は、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から地方税法の改正が行われることに伴い、地方税法に定められていた徴収猶予等に係る規定について、一定の事項については各市町村の事情に応じて条例を定める仕組みとなっていることによる規定の追加です。

改正の内容は、委員会時と同様に新旧対照表の該当ページの箇所を示しながら報告いたします。お手元の資料「須恵町税条例の一部改正について」を参考にしてください。

議案書 20 ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、1 条関係です。第 8 条で徴収猶予申請書、同延長申請書の記載内容、添付書類などの申請手数料手続等について整備がなされています。

次ページ、21 ページの中央でございます。

第 9 条では、職権による換価の猶予等の納付、納入方法、同延長申請書の添付書類について整備がなされています。その下、第 10 条では、申請による換価の猶予の財産の換価を猶予することができる期間、換価の猶予申請書、同延長申請書の記載内容、添付書類などの申請手数料について整備されています。なお、この申請による換価の猶予は、今回の地方税法の改正により、創設されたものです。

次のページ、22 ページの中央です。

第 11 条では、猶予制度を申請する際に、担保徴収する必要がない猶予に係る金額を 100 万円以下である場合、期間を 6 カ月以内である場合と定めております。

24 ページ、第 2 条関係です。

これは、6 月議会で改正された一部改正条例の改正で、第 2 条第 3 号中の改正規定を削り、それ以降は番号法に伴う各種税関係書類の記載事項追加等による改正です。主に、法人番号の字句の次に、法人番号を規定する番号法の条項を追加する改正を行っております。

19 ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行し、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行するとしております。また、猶予申請書は、施行期日以降の申請に適用し、同日前に申請されたものは、従来例によるとしています。

質疑は、徴収猶予機関の延滞金はどうなるのかの質疑に、延滞金はストップするとのこと。以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。

よって、議案第 56 号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第 56 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第 56 号須恵町税条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 4. 議案第 57 号



○議長（三角 良人） 日程第4、議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告でございます。

議案書27ページをお開きください。

提案理由として、地方税法の一部を改正する法律の公布により、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律が一部改正され、国民健康保険税の算出基礎である所得の算出について、金融商品に係る損益通算の範囲が拡大されるために提案されたものです。

29ページ、新旧対照表をごらんください。

右側、改正前、附則の第1条では、平成29年1月1日から施行するとしていましたが、左側、改正後では、下線部分ただし書きを追加し、附則第14項の改正規定の配当所得を、利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分について、平成28年1月1日から施行するとしたものです。

28ページ、附則として、この条例は公布の日から施行する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。

よって、議案第57号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第5. 議案第58号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書30ページでございます。

今回の改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日に施行され、占用料及び所在地区分が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

主な改正内容につきましては、占用物件の種類ごとに現行の所在地区分が甲、乙、丙地の3区分とされたものが、現状の適正化を図るための固定資産税評価の地価の平均をもとに、各市町村の地価の平均が高い順に第1級地から第5級地の5段階に区分され、須恵町は第2級地に分類されています。

また、占用料の額の算定については、固定資産税評価替地価に対する賃料の水準の変動等を反映するために改正され、電柱、ガス管等の占用物件占用料の定額、定率を改め、あわせて道路占用物件の追加等に伴い、施行令が改正されたことにより、須恵町道路占用料徴収条例の別表中、各条文、各号について改めています。

改正の詳細については、35ページから39ページの新旧対照表のとおりでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行する。

質疑といたしましては、占用者は占用料について納得しているのかの質疑に、改正についての議決を経て早く通知するようにしている。相手は九電、NTTがほとんどで、おおむね3年ごとの見直しがあるため、占用者もその認識は持っている。また、道路敷に無許可の広告等などがあり、交通の妨げになっているが、どう対処しているのかの質疑に、無許可のものについてはわかり次第通告し撤去していただいているとのこと。須恵町は所在地区分が2級地に分類されているが、糟屋郡内との比較はこの質疑に、郡内は2級地が最高で3級地の町もあるとのこと。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第58号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第6. 議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第6号）

を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,624万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,004万2,000円とする。2項、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表地方債の補正による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

歳入の主なものは7ページ、6款地方消費税交付金965万円。

8款地方特例交付金460万5,000円。

9款地方交付税870万円の減額。

13款1項1目の障害者自立支援等諸費国庫負担金1,383万2,000円。

9ページ、19款1項1目障害者自立支援等諸費県負担金691万6,000円。

11ページ、15款2項1目は、株式会社三友金属、トヨタカローラ福岡株式会社への町有地売り払い収入379万8,000円で、財政調整基金に積み立てます。

17款の基金繰入金は、須恵町新原会の解散に伴い、平成17年に寄附金として積み立てられた455万1,000円を財政調整基金に繰り入れ、歳出27ページの3款2項11目児童遊園管理費で新原区日の出公園に防球ネットを設置するものです。

13ページ、20款1項4目の1億円は、中部防災センター用地取得事業債で、歳出35ページ、9款1項3目の中部防災センター用地先行取得の財源です。

歳出では、全体的に4月の人事異動に伴う人件費の増減調整が行われています。

歳出の主なものは17ページ、2款1項19目須恵町PR事業業務委託360万円。

23ページ、3款1項10目障害者支援費自立支援給付費3,226万円。

25ページ、2款6目わかすぎの杜保育園513万円、7目須恵めぐみ保育園673万2,000円の保育実施委託料の増です。

27ページ、14目の新アザレア幼児園駐車場整備工事測量設計業務委託料300万円。

29ページ、4款2項1目1,610万3,000円の減額は、ごみ袋製作費の入札執行残。

33ページ、8款5項1目は、前年度繰越金確定による公共下水道事業特別会計繰出金1,017万4,000円の減額です。

5ページ、第2表地方債補正の追加は、中部防災センター（仮称）用地取得事業債、限度額の

1億円。起債の方法、証書借入、利率、償還の方法については記載されたとおりです。

6ページ、第3表債務負担行為の補正の追加は、議会広報印刷製本費、平成28年度から平成30年度まで468万8,000円。広報すえ印刷製本費、平成28年度から平成30年度まで1,341万7,000円で、プロポーザル方式により業者選定を本年度末までに行うため、債務負担行為を設定するものです。

質疑として、1款議会費では、会議録調整手数料について、2款総務費では、社会保障・税番号制度啓発冊子配布について、暮らしの便利帳配布について、須恵町PR事業について、国勢調査の回収、拒否権、インターネット回答について。

3款民生費では、ひとり親家庭等医療費について、障害児、放課後等対策事業の利用者増について、行政区敬老会補助金の減について、保育実施委託料について。

9款消防費では、中部防災センターの土地について。

10款教育費では、第二小学校修繕費について、図書館の臨時雇い賃金について、スポーツ公園テニスコートの光熱水費についてなどがありました。

また、討論では、マイナンバー制度自体に反対であり、マイナンバーに関する電算管理の操作ミスの可能性が考えられるなどの理由により、2款1項1目の373万2,000円の執行に対して反対する、との反対討論がありました。

以上、審査の結果、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第59号の反対討論をいたします。

18ページを見ていただけますか。18ページ、2款総務費1項13目電算管理費11節需用費12節役務費13節委託料、この総額372万3,000円、これが計上されていますので反対いたします。以上です。

○議長（三角 良人） 討論はありませんか。これにて討論を終結します。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第7. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告でございます。

補正予算書41ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の予算総額からそれぞれ160万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,339万8,000円とするものです。

44、45ページ、事項別明細書をお開きください。

歳入、8款1項1目一般会計繰入金160万2,000円を減額し、3,030万6,000円とするもので、4節給与費等繰入金の減額です。国民健康保険の人件費については、一般会計負担として同額を繰り入れており、歳出の人件費を減額するために同じ額を減額するものです。

46、47ページをお開きください。

歳出、1款1項1目一般管理費160万2,000円を減額し、3,030万6,000円とするものです。職員の人件費の減額です。

4款1項1目前期高齢者納付金5万7,000円を増額し、25万8,000円とするものです。これは社会保険診療報酬支払基金からの確定通知額による予算不足分の増額です。

10款1項1目予備費5万7,000円を減額し、497万2,000円とするものです。これは4款1項1目の前期高齢者納付金を増額したため、歳出予算全体の調整として同額を減額するものです。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8. 議案第61号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告でございます。

補正予算書48ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の予算総額からそれぞれ19万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,819万7,000円とするものです。

51、52ページ、事項別明細書をお開きください。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金19万7,000円を増額し、7,818万8,000円とするもので、1節事務費繰入金の増額です。これは、後期高齢者医療の人件費については一般会計負担として同額を繰り入れており、歳出の人件費を増額するために同じ額を増額するものです。

53、54ページをお開きください。

歳出、1款1項1目一般管理費19万7,000円を増額し、628万8,000円とするものです。これは職員の人件費の増額です。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第9. 議案第62号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の55ページでございます。

平成27年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ342万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億357万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

58ページをお願いします。

事項別明細書の歳入ですが、5款繰入金は、一般会計繰入で収支調整となっております。

6款繰越金は、前年度繰越額の確定によるものです。

60ページ、歳出は、1款総務費、2款下水道事業費とともに、人事異動に伴う人件費の減額です。

3款公債費は、利子の確定による減額です。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第10. 議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の62ページでございます。

第1条、平成27年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおりに補正する。

63ページです。

実施計画内訳書の支出ですが、1款1項営業費用613万5,000円の減額は、人事異動に

伴う人件費の減額です。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第11. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員長より、会議規則第70条の規定により次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の企画構成について、総務建設産業委員会より福岡地区水道企業団及び須恵町水道事業について、文教厚生委員会より須恵中学校ランチサービスの試食及び意見交換について、地域包括支援センターとの介護予防事業の取り組みについて。

各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第12. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） すみません、議長。

○議長（三角 良人） 今村委員長。



○予算審査特別委員長（今村 桂子） 先ほど報告しました議案第59号で、私が不動産売払収入のところを「みつとも金属」と言いましたが、「さんゆう（三友）金属」の間違いでございます。すみません、訂正をお願いします。

○議長（三角 良人） よくわかっております。今から言いますから。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、12月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。平成27年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時56分閉会